

函館市通学バス等運行経費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市立小中学校に通学する児童生徒のため、地域の特別な事情から保護者等で組織する地域団体（以下「団体」という。）が自ら通学バス等を運行するとき、その団体に対し、通学バス等の運行に要する経費の一部を補助し、当該児童生徒の通学の安全および保護者の負担軽減を図ることを目的とする。

(補助基準)

第2条 片道の通学距離が児童にあっては概ね2km以上、生徒にあっては概ね3km以上あり、市が運営するスクールバスの対象となっていない地域で、函館市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（昭和46年教育委員会規則第7号）第2条で定められた学校に通学する場合、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する旅客自動車運送事業を営業者と運行契約を締結し通学バス等を運行する団体に対し、通学バス等の運行に要する経費の一部を補助する。

2 通学距離とは、自宅から通学する小中学校までの最も合理的な経路により通学する場合の距離とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、通学バス等の運行に要する経費（事務的経費を除く。）から当該通学バスを利用する児童生徒の保護者負担金（函館市教育委員会と通学バス等を運行する団体が協議して決定した額）の総額を控除した額とする。

(補助金の交付申請等)

第4条 この要綱に基づく補助金の交付を申請しようとする者は、前年度の10月末までに、補助金交付要望書を市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請および交付決定等については、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）の定めるところによる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 附則第2項を削る。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 別表（第2条第1項関係）を削る。